

市川町が発注する建設工事における週休 2 日制度事務取扱試行要領

令和 8 年 7 月 1 日制定

市川町要領第 4 号

(目的)

第 1 条 この要領は、建設現場において原則週 2 日の休日を設ける体制を確保すること（以下「週休 2 日制度」という。）により、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目指すことを目的に、市川町が発注する建設工事において、週休 2 日制度に取り組む工事を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休 2 日 対象期間において、全ての土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 月単位の週休 2 日 対象期間内全ての月の現場閉所日数の割合が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土日の現場閉所日数の割合が 28.5%に満たない月において、その月の土日の合計日数以上の現場閉所（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も、現場閉所日数に含む。）を実施してる場合は、28.5%に達成しているものとみなすことができる。
- (3) 週休 2 日制度対象工事 この要領に基づき、週休 2 日制度に取り組む工事をいう。
- (4) 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）6 日間、夏季休暇（土日を除く。）3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象期間として取り扱うことが適当でない期間は、含まないものとする。
- (5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して工事現場が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日制度対象工事は、市川町が発注する建設工事（水道事業を含む）のうち、発注者が週休 2 日制度対象工事に取り組むと判断した工事を対象とする。

2 週休 2 日制度対象工事に取り組むものについては、次の各号のいずれかの発注方式によるものとし、第 1 号を原則とする。

- (1) 受注者希望型 受注者が、週休 2 日制度対象工事とするか否かを選択する方式
- (2) 発注者指定型 発注者が、週休 2 日制度対象工事として指定する方式

(対象外工事)

第 4 条 次に掲げる工事その他の週休 2 日制度対象工事の実施が困難な工事は、対象としない。

- (1) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- (2) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

- (3) 総価契約単価取決による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) その他町長が対象外と認める工事
(実施方法)

第5条 発注者は、入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記するものとする。

- 2 受注者は、工事着手届提出時に週休2日制度実施意向届出書（様式第1号）により週休2日制度を実施するか否かを発注者に届け出るものとする。
- 3 受注者は前項の届出後、対象期間の全ての土日を現場閉所とする施工計画書を現場着手までに提出するものとする。ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出することができる。
- 4 受注者は、毎月、発注者に翌月の現場閉所日を記載した休日取得計画書（様式第2号）を提出するものとする。
- 5 受注者は、週休2日制度の実施状況について、毎月、発注者に前月の現場閉所の状況を週休2日制度履行報告書（様式第3号-1）及び休日取得実績報告書（様式第3号-2）により報告し、発注者は、受注者から提出された報告書により週休2日制度の実施状況を確認する。
- 6 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、土日の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。ただし、完全週休2日（同一週内での週休2日）又は月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えなければならない。
- 7 受注者は、下請け企業に対し、週休2日制度の取組に当たり、必要な事項について協力を求めるものとする。
- 8 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しないものとする。
- 9 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。）が現場閉所日に書類作成等の内業を行うこと及び他の現場に従事することを制限しない。ただし、現場代理人等が専任の者である場合は、他の現場に従事してはならない。

（完全週休2日の達成に係る経審数値への加算）

第6条 発注者が、前条第5項の規定の確認により、受注者が施工した工事が完全週休2日を達成したと認めた場合は、翌年度の格付け等級において建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果（以下「経審数値」という。）に対し、各工事の工種ごとに10点の主観的数値を加算したうえで等級区分に格付けする。

- 2 同一の受注者が同一年度内に複数の工事において完全週休2日を達成した場合でも、前項の加算点は当該年度につき、各工種10点を限度とする。
- 3 前2項の措置は、試行期間に限り適用する。
(その他)

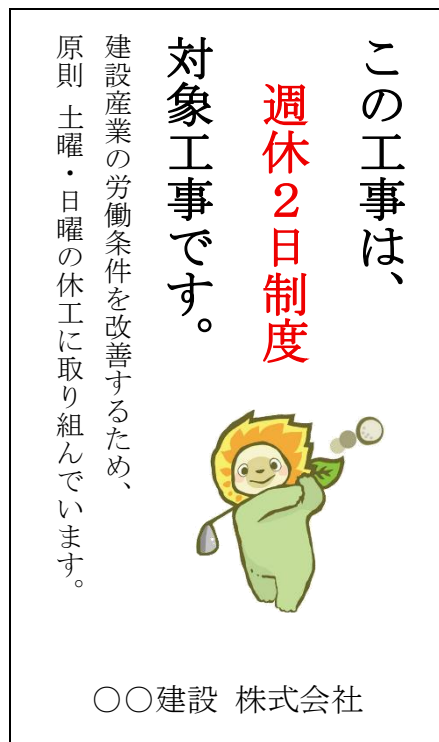
第7条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

2 受注者は、週休2日制度対象工事であることを工事看板に明記するものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

【工事看板記載例】



年 月 日

市川町長 様

受注者 住所

氏名

現場代理人

週休 2 日制度実施意向届出書

週休 2 日制度の実施の意向について、以下のとおり届出ます。

工 事 名	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
届 出 内 容	上記工事において、週休 2 日制度を 1. 実施する 2. 実施しない

※ 届出内容は【1. 実施する 2. 実施しない】のいずれかを○で囲み届け出ること。

※ 届け出については、工事着手届の提出時に併せて提出すること。

休日取得計画書

市川町長 様

工事名：_____

受注者：_____

月		提出日		年	月	日
日	曜日	休日取得 計画	備 考			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計		0				

(注)

- 1 休日取得計画欄には休日を取得する予定の日に「○」を記入する
- 2 下記の期間は週休2日の対象期間から除く（備考欄に「対象期間外」と記載する）
年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）、工場製作のみの期間、工事中止期間、発注者が対象外と認める期間
- 3 月末までに翌月の計画書を工事担当課に提出する

休日取得計画書

記入例

市川町長 様

工事名：〇〇工事

受注者：△△建設(株)

〇 月

提出日

令和〇年〇月〇日

日	曜日	休日取得計画	備 考
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		現場着手日
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土	○	
18	日	○	
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土	○	
25	日	○	
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土	○	
合計		5	

(注)

- 1 休日取得計画欄には休日を取得する予定の日に「○」を記入する
- 2 下記の期間は週休2日の対象期間から除く（備考欄に「対象期間外」と記載する）
年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）、工場製作のみの期間、工事中止期間、発注者が対象外と認める期間
- 3 月末までに翌月の計画書を工事担当課に提出する

年 月 日

市川町長 様

受注者 住所

氏名

現場代理人

週休2日制度履行報告書

下記の工事について、週休2日制度の履行を報告します。

工 事 名								
契 約 日		年 月 日						
工 期		年 月 日 ～ 年 月 日						
報 告 年 月		年 月						
月 別	予定工程% ()内は工程 変更後	実施工程 %	休 日 数※1				完全週休2日 達成状況 達成(○) 未達成(×)	備 考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ※2	休日計 (D) ※3=B+C		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
計	0	0	0	0	0	0		
【 休 日 取 得 率 】 D / A			#DIV/0! %					
(記事欄)								

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D) ≤ (A)となる。

※4 (D)の日数は、(D) ≤ (A)となる。

休日取得実績報告書

市川町長 様

工事名： _____

受注者： _____

月		提出日			年	月	日
日	曜日	休日取得 計画	休日取得 実績	備 考			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
合計		0	0				

(注)

- 1 休日取得計画欄には前回提出した休日取得計画日に「○」を記入する
- 2 休日取得実績欄には実際に休日を取得した日に「○」を記入する
- 3 下記の期間は週休2日の対象期間から除く（備考欄に「対象期間外」と記載する）
年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）、工場製作のみの期間、工事中止期間、発注者が対象外と認める期間
- 4 休日を振替えた場合は、備考欄に「○日の振替日」と記載する

休日取得実績報告書

記入例

市川町長 様

工事名：〇〇工事

受注者：△△建設(株)

1 月		提出日 令和〇年〇月〇日		
日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備 考
1	木			対象期間外
2	金			対象期間外
3	土			対象期間外
4	日	○	○	
5	月			
6	火			
7	水			
8	木			
9	金			
10	土	○	○	
11	日	○	○	
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金			
17	土	○		
18	日	○	○	
19	月		○	16日の振替日
20	火			
21	水			
22	木			
23	金			
24	土	○	○	
25	日	○	○	
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
31	土	○	○	
合計		8	8	

(注)

- 1 休日取得計画欄には前回提出した休日取得計画日に「○」を記入する
- 2 休日取得実績欄には実際に休日を取得した日に「○」を記入する
- 3 下記の期間は週休2日の対象期間から除く（備考欄に「対象期間外」と記載する）
年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）、工場製作のみの期間、工事中止期間、発注者が対象外と認める期間
- 4 休日を振替えた場合は、備考欄に「○日の振替日」と記載する